（船舶安全法施行規則の一部改正）

第二条　船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第一の二中

表面仕上材	一個につき
表面仕上材	一個につき
居住区域内に設ける隔壁又は甲板の材料	一個につき

を

一,一五〇円	
一,一五〇円	
七,九〇〇円	

に改める。

別表第一及び別表第一の二中

表面仕上材	一個につき
表面仕上材	一個につき
居住区域内に設ける隔壁又は甲板の材料	一個につき

を

一,〇五〇円	
一,〇五〇円	
七,四〇〇円	

に改める。

（船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正）

第三条　船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第五十七号を第五十八号とし、第十五号から第五十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　居住区域内に設ける隔壁及び甲板の材料

第五条第一項第二号ロ(1)の表中「第十七号から第十九号まで、第二十八号又は第二十九号」を「第十五号、第十八号から第二十号まで、第三十九号又は第四十号」に、「第四十一号、第五十号又は第五十四号から第五十八号」を「第四十二号、第五十一号又は第五十四号から第五十七号」に、「第十五号、第十六号、第二十号から第三十七号まで、第四十号、第四十二号、第四十四号、第四十五号、第四十八号、第四十九号、第五十一号又は第五十二号」を「第十六号、第十七号、第二十一号から第三十八号まで、第四十一号、第四十三号、第四十五号、第四十六号、第四十九号、第五十号、第五十二号又は第五十三号」に、「第四十三号、第四十六号又は第四十七号」を「第四十四号、第四十七号又は第四十八号」に改める。

別表第一防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料又は防火戸の動力開閉装置の項中「又は防火戸の動力開閉装置」を「、防火戸の動力開閉装置又は居住区域内に設ける隔壁若しくは甲板の材料」に改める。

別表第一中

冷却装置の管装置の防熱材、冷却装置の防熱材若しくは接着剤又は表面仕上材	1　煙及び毒性試験に必要な設備 2　表面火炎伝播試験に必要な設備 3　その他認定に係る冷却装置の管装置の防熱材、冷却装置の防熱材若しくは接着剤又は表面仕上材の防湿用表面材若しくは接着剤又は表面仕上材に必要な設備

を

冷却装置の管装置の防熱材、冷却装置の防熱材若しくは接着剤又は表面仕上材の防湿用表面材若しくは接着剤又は表面仕上材	1　煙及び毒性試験に必要な設備 2　表面火炎伝播試験に必要な設備 3　その他認定に係る冷却装置の管装置の防熱材、冷却装置の防熱材若しくは接着剤又は表面仕上材の防湿用表面材若しくは接着剤又は表面仕上材に必要な設備
居住区域内に設ける隔壁又は甲板の材料	1　遮音性試験に必要な設備 2　その他認定に係る居住区域内に設ける隔壁又は甲板の検査に必要な設備

に改める。

（船舶等型式承認規則の一部改正）

第四条　船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

表面仕上材	八八,三〇〇	一個につき
表面仕上材	八八,三〇〇	一個につき
居住区域内に設ける隔壁又は甲板の材料	一二一,七〇〇	一個につき

を

二三〇		
一,三〇〇		

に改める。

別表第一の二中

表面仕上材	八八,一〇〇	一個につき
表面仕上材	八八,一〇〇	一個につき
居住区域内に設ける隔壁又は甲板の材料	一二一,五〇〇	一個につき

を

二三〇		
一,三〇〇		

に改める。

別表第二中

表面仕上材	一,二五〇	一個につき
表面仕上材	一,二五〇	一個につき
居住区域内に設ける隔壁又は甲板の材料	二〇〇	

を

二〇〇		

に改める。